



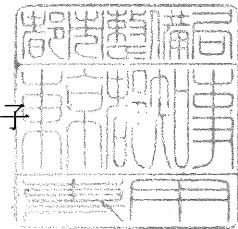
29都市政広第132号

平成29年5月12日

一般社団法人 日本建設業連合会 殿

東京都知事

小池 百合子



東京都建設リサイクルガイドラインの改定について（通知）

都内では、社会資本等の整備及び更新等に伴い、大量の建設副産物が発生していますが、東京の持続ある発展と都民の安全で豊かな生活を確保していくためには、建設資源の循環利用を進めていく必要があります。このため都は、「東京都建設リサイクル推進計画」を定め、積極的に建設資源循環に取り組んできたところです。

このたび、東京都建設副産物対策協議会において、下記のリサイクルガイドラインを改定しました。

貴職におかれましては、工事発注に際し本ガイドラインを参考として、さらに積極的に建設資源循環に取組まれますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 ガイドライン

- (1) 東京都建設リサイクルガイドライン
- (2) 東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）
- (3) 東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）

2 適用

平成29年4月1日以降に起工する工事等に適用する

※ ガイドラインは、都市整備局ホームページでご確認下さい。

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>

連絡先

都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課
建設副産物担当 深沢、佐々木、五月女
電話 03-5388-3231（直通）
内線 30-235

東京都建設リサイクルガイドライン「せん定枝葉等」の注意点

リサイクルガイドラインについては、以前より工事だけでなく、公共施設の維持管理も含まれますので、改めて注意して下さい。たとえば、学校や事務所などの公共施設の植栽のせん定作業等もリサイクルガイドラインの対象となります。

そのうえで、今回のせん定枝葉の変更点

昨年度まで

- ① 当該作業を行う行政区域（一部事務組合）内の再資源化施設に搬入する。
- ② 行政区域内に再資源化施設がない場合は、行政区域内に立地する熱回収を行っている清掃工場に搬入する。
- ③ 行政区域内に再資源化施設も清掃工場ない場合は、行政区域外に立地する再資源化施設に搬入する（都内に立地するものに限る）。



今年度から

- ① 当該作業を行う作業箇所から半径 50 km以内の受け入れ可能な再資源化施設に搬入する。
- ② 当該作業を行う作業箇所から半径 50 km以内に再資源化施設がない場合は、行政区域内に立地する熱回収を行っている清掃工場に搬入する。

【解説】

昨年度までは、行政区域(清掃)内を優先し、また、再資源化施設も都内立地に限定していましたが、今年度から作業箇所から 50 km以内に変更し、行政区域の制限を削除、また、都内限定も削除しました。よって、作業箇所付近の他県の再資源化施設への搬入が可能となりました。

維持管理上のせん定・・・一般廃棄物

工事上のせん定・・・・産業廃棄物

一般廃棄物、産業廃棄物それぞれ、運搬、処理施設での許可条件が異なりますので、関係法令のほか、当該自治体が定める条例等により適正に運搬、処理をお願いします。

なお、昨年度までの仕様書は使えません。修正が必要です。

【参考】

各受入施設については、下記を参考にして下さい。

産業廃棄物の受入施設については、

- ① 下記検索システムで「木くず」と「処分」を選択し、各施設にせん定枝葉の取扱いがあるかをご確認下さい。

環境局 HP 処理業者検索

https://www.kankyo-sanpai.jp/sanpaisearch/search_input.aspx

- ② 「建設副産物情報交換システム」(略称: COBRIS) を利用
この場合も、木材の検索になるため、各施設にせん定枝葉の取扱いがあるかをご確認下さい。

一般廃棄物の受入施設については、

環境局 HP 一般廃棄物処理施設「一般廃棄物処理施設一覧表」

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/general_waste/processing_plan/index.html